

総務委員会報告資料

令和6年12月5日

報告事項件名	頁
1 指定管理者制度に係る協定書等の弁護士リーガルチェック結果及び 今後の進め方について【速報】	2
2 職員の障がい者雇用率について（令和6年6月1日現在）	5
3 北鹿浜小学校跡地活用に係る進捗状況について	7
4 足立区公共施設等総合管理計画改訂の取組み状況について	9

(総務部)

総務委員会報告資料

令和6年12月5日

件名	指定管理者制度に係る協定書等の弁護士リーガルチェック結果及び今後の進め方について【速報】																		
所管部課名	総務部 特命・調査担当課																		
内容	<p>指定管理に関する一連の法的書類（区と指定管理者との協定書等）の弁護士リーガルチェック（以下「リーガルチェック」という。）を実施し、10月に結果報告を受けたため、今回報告する。</p> <p>1 経緯</p> <p>過去に発生した保育園における指定取消し¹という重大事態の教訓を受け、単に「事態が起こった後」の対処療法や緊急対応だけではなく、「事態が起こる前」の発生予防の重視を目的に、令和3年度から3か年計画により、協定書等に含まれる様々な課題の洗い出しを弁護士に依頼した。</p> <p>*¹ 令和2年度、保育園を運営する社会福祉法人の経営に問題があり、同法人から指定管理者の指定解除の申し出も受けたため、区として施設管理の継続が極めて困難であると判断し、指定管理者の指定を取り消して直営に戻した。</p> <p>2 リーガルチェックの内容</p> <p>(1) 対象</p> <p>指定管理者制度を導入しているすべての施設 96施設（調査は、施設を16類型に区分けして実施）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">対象施設（16類型）</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 学童保育室</td><td>9 保育園</td></tr><tr><td>2 地域学習センター等</td><td>10 総合ボランティアセンター</td></tr><tr><td>3 総合スポーツセンター</td><td>11 高齢者施設</td></tr><tr><td>4 スポーツ施設</td><td>12 障がい者施設</td></tr><tr><td>5 校外施設</td><td>13 精神障がい者自立支援センター</td></tr><tr><td>6 公園施設</td><td>14 ギャラクシティ</td></tr><tr><td>7 文化芸術劇場</td><td>15 竹ノ塚駅西口公共駐車場</td></tr><tr><td>8 勤労福祉会館</td><td>16 関原の森</td></tr></tbody></table> <p>(2) 方法</p> <p>ア 弁護士による協定書等の書類精査及び各施設所管課とのヒアリング。</p> <p>※ 協定書等：指定管理者の募集/選考、基本/年度協定書等に関する資料</p> <p>イ 調査結果は弁護士作成の以下報告書による。</p> <p>(ア) 総括報告書（複数の指定管理施設共通の指摘）</p> <p>(イ) 個別報告書（各指定管理施設の指摘）</p>	対象施設（16類型）		1 学童保育室	9 保育園	2 地域学習センター等	10 総合ボランティアセンター	3 総合スポーツセンター	11 高齢者施設	4 スポーツ施設	12 障がい者施設	5 校外施設	13 精神障がい者自立支援センター	6 公園施設	14 ギャラクシティ	7 文化芸術劇場	15 竹ノ塚駅西口公共駐車場	8 勤労福祉会館	16 関原の森
対象施設（16類型）																			
1 学童保育室	9 保育園																		
2 地域学習センター等	10 総合ボランティアセンター																		
3 総合スポーツセンター	11 高齢者施設																		
4 スポーツ施設	12 障がい者施設																		
5 校外施設	13 精神障がい者自立支援センター																		
6 公園施設	14 ギャラクシティ																		
7 文化芸術劇場	15 竹ノ塚駅西口公共駐車場																		
8 勤労福祉会館	16 関原の森																		

3 リーガルチェックの結果

調査報告結果による主な指摘事項は（下表）のとおりである。

【参考1】調査報告書の主な指摘項目*²

No.	指摘項目	指摘事項	指摘施設 (類型数)
1	指定管理業務の内容	指定管理者制度の導入・継続目的や経緯が不明確。	16/16
2	指定管理業務の内容	指定管理業務の内容・範囲の不明確性。	16/16
3	指定管理者が共同事業体である場合の事項	共同事業体の法的性質及び共同事業体内部の責任分担を記す資料の提出がない。	8/16
4	指定管理料の算定・支払に関する事項	指定管理料の積算方法や内訳、精算対象経費の範囲や精算手続きが不明確。	16/16
5	指定管理期間終了時の取扱いに関する事項	協定等に次期指定管理者への引継に係る明確な規定がない。	15/16

*² 総括報告書の一部を抜粋。他の主な指摘項目は別紙参照。

4 今後の進め方

- (1) 優先的に検討を始めるのは、「（上表No.4）指定管理料の算定・支払に関する事項」における「地域学習センター」からとし、着手した。
※ 代表監査委員からも同様の指摘・意見を受けたテーマである。
- (2) リーガルチェック指摘の改善に向けた検討は、弁護士や会計士など外部専門家との協力体制により進め、全体改善計画や期間の見通しについても、今後弁護士等と協議のうえ策定していく（R7.3を目途）。
- (3) 今回まずは、リーガルチェック結果の速報とし、今後も随時、進捗状況を報告していく。

【参考2】指定管理者制度と業務委託の主な違い

No.	項目	指定管理者	業務委託
1	根拠規定	地方自治法	私法上契約関係
2	公の施設の管理権限	○	地方公共団体
3	議会の議決要否	指定にあたり 議決は必要	契約にあたり 議決は不要
4	施設の使用許可	○	×
5	利用料金制の採用	○	×

主な指摘項目一覧

別紙

※ 下線の事項は令和5年度調査で新たに指摘されたもの

指摘項目	指摘事項概要	指摘施設 (類型数)
1 指定管理業務の内容	(1) 指定管理者制度を導入する目的が不明確である	16
	(2) 指定管理の業務内容が協定書等に必ずしも明確に規定されていない	16
	(3) 指定管理業務の評価結果の反映等がなされていない	16
	(4) 会員組織の位置づけ・運営方法等の詳細を把握していない	1
	(5) 指定管理業務の一部の第三者への委託の合理性の整理がされていない	11
	(6) 指定管理者に対する指導監督体制の整備がされていない	2
	(7) 指定管理期間中の基本協定書の有効性が担保されていない	1
	(8) 自主事業に関する区の費用負担が過大となる可能性があること	1
	(9) 公の施設の予約受付業務の連携や責任の所在が不明確である	4
2 指定管理者の公募・指定手続	(1) 指定管理者候補者の指定管理者への指定と協定締結に向けた協議のタイミング	16
	(2) 選定委員会における委員の評点の集計方法等の検討	16
	(3) 指定管理業務に必要な許認可等の取得状況の確認不足	5
	(4) 指定管理者の指定の議決・行政処分の漏れ	1
3 指定管理者が共同事業体である場合	(1) 共同事業体の法的性質及び共同事業体内部の責任分担を把握していない	8
	(2) 共同事業体内部の業務分担を把握していない	8
	(3) 保険の適用関係の確認不足	6
	(4) 財務状況が悪化した際の共同事業体内部の責任分担等が不明確	8
4 指定管理料の算定・支払方法等	(1) 指定管理料の積算方法や内訳が不明確	16
	(2) 精算の対象となる経費の範囲や精算手続きが不明確	15
	(3) 利益分配の方法等の規定がない	3
	(4) 大規模改修等に伴う指定管理料の減額等の規定がない	16
	(5) 指定管理料の精算残額の全額返納の取り扱いの検討	4
5 指定管理期間終了時の取扱い	(1) 協定等に次期指定管理者への引継に係る明確な規定がない	15
	(2) 予約システムの引継にかかる詳細の規定がない	2

総務委員会報告資料

令和6年12月5日

件名	職員の障がい者雇用率について（令和6年6月1日現在）																																																								
所管部課名	総務部 人事課																																																								
	「障害者の雇用促進等に関する法律第40条」及び「国のガイドライン」に基づく、足立区職員の障がい者雇用率について、報告する。																																																								
	<p>1 雇用状況（令和6年6月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th><th>数値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区の障がい者雇用率</td><td>2.76%</td></tr> <tr> <td>法定雇用率</td><td>2.80%※1</td></tr> <tr> <td>足立区の障がい者数</td><td>137人※2</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 当初法定雇用率を達成するためには、2名分不足している。 ※2 障害種別ごとの人数は、身体障がい者が111名、知的障がい者が3名、精神障がい者が23名である。</p> <p>2 直近の障がい者雇用率推移 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区</td><td>2.51</td><td>2.44</td><td>2.29</td><td>2.52</td><td>2.76</td></tr> <tr> <td>23区平均</td><td>2.41</td><td>2.47</td><td>2.56</td><td>2.61</td><td>2.62</td></tr> <tr> <td>法定雇用率</td><td>2.50</td><td>2.60</td><td>2.60</td><td>2.60</td><td>2.80</td></tr> </tbody> </table> <p>雇用率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th><th>足立区 (%)</th><th>23区平均 (%)</th><th>法定雇用率 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td><td>2.51</td><td>2.41</td><td>2.50</td></tr> <tr> <td>R3</td><td>2.44</td><td>2.47</td><td>2.60</td></tr> <tr> <td>R4</td><td>2.29</td><td>2.56</td><td>2.60</td></tr> <tr> <td>R5</td><td>2.52</td><td>2.61</td><td>2.60</td></tr> <tr> <td>R6</td><td>2.76</td><td>2.62</td><td>2.80</td></tr> </tbody> </table>	項目名	数値	足立区の障がい者雇用率	2.76%	法定雇用率	2.80%※1	足立区の障がい者数	137人※2		R2	R3	R4	R5	R6	足立区	2.51	2.44	2.29	2.52	2.76	23区平均	2.41	2.47	2.56	2.61	2.62	法定雇用率	2.50	2.60	2.60	2.60	2.80	期間	足立区 (%)	23区平均 (%)	法定雇用率 (%)	R2	2.51	2.41	2.50	R3	2.44	2.47	2.60	R4	2.29	2.56	2.60	R5	2.52	2.61	2.60	R6	2.76	2.62	2.80
項目名	数値																																																								
足立区の障がい者雇用率	2.76%																																																								
法定雇用率	2.80%※1																																																								
足立区の障がい者数	137人※2																																																								
	R2	R3	R4	R5	R6																																																				
足立区	2.51	2.44	2.29	2.52	2.76																																																				
23区平均	2.41	2.47	2.56	2.61	2.62																																																				
法定雇用率	2.50	2.60	2.60	2.60	2.80																																																				
期間	足立区 (%)	23区平均 (%)	法定雇用率 (%)																																																						
R2	2.51	2.41	2.50																																																						
R3	2.44	2.47	2.60																																																						
R4	2.29	2.56	2.60																																																						
R5	2.52	2.61	2.60																																																						
R6	2.76	2.62	2.80																																																						

3 令和6年度障がい者雇用率の増加要因

法定雇用率の達成を目指し、障がい者新規採用者（常勤職員）として10名を雇用した。

4 採用後の職場定着率（直近3年間）

	R4	R5	R6
採用数	2人	7人	10人
定着率	100%	100%	100%※

※ 令和6年11月1日時点の数値

5 障がいのある職員が働きやすい環境の整備

以下の取り組みを実施し、障がいのある職員が働きやすい環境を整備している。

（1）障がい者新規採用者及び所属との入区前面談

- ア 人事課職員と新規採用者、受入所属でそれぞれ1回実施
- イ 面談内容は「就業にあたって必要な配慮事項」「職務に関する得意な分野・苦手な分野」の確認など

（2）障がい者新規採用者及び所属との入区前後の定期面談

- ア 人事課職員と新規採用者、受入所属で入区後半年間までにそれぞれ2回実施
- イ 面談内容は「現在担当している業務」「業務で困っていること」「職場の人間関係」「生活リズム」の確認など

（3）職員を対象とした障がい者理解を深めるための研修を実施

- ア ダイバーシティマネジメント研修（係長級以上対象）
- イ 基本的人権研修（全職員対象）
- ウ 新任4～基礎知識③～（新規採用職員対象）

（4）障がいのある職員へのアンケートを実施

- ア 障がいのある職員を対象にアンケートを実施
- イ アンケート結果から「職員の障がいを理解する機会が少ない」「導線が狭い」などの声があがつたため、改善できる部分から着手している。

6 今後の対応

法定雇用率の達成を目指し、令和7年度は障がい者新規採用職員を10名採用予定。

総務委員会報告資料

令和6年12月5日

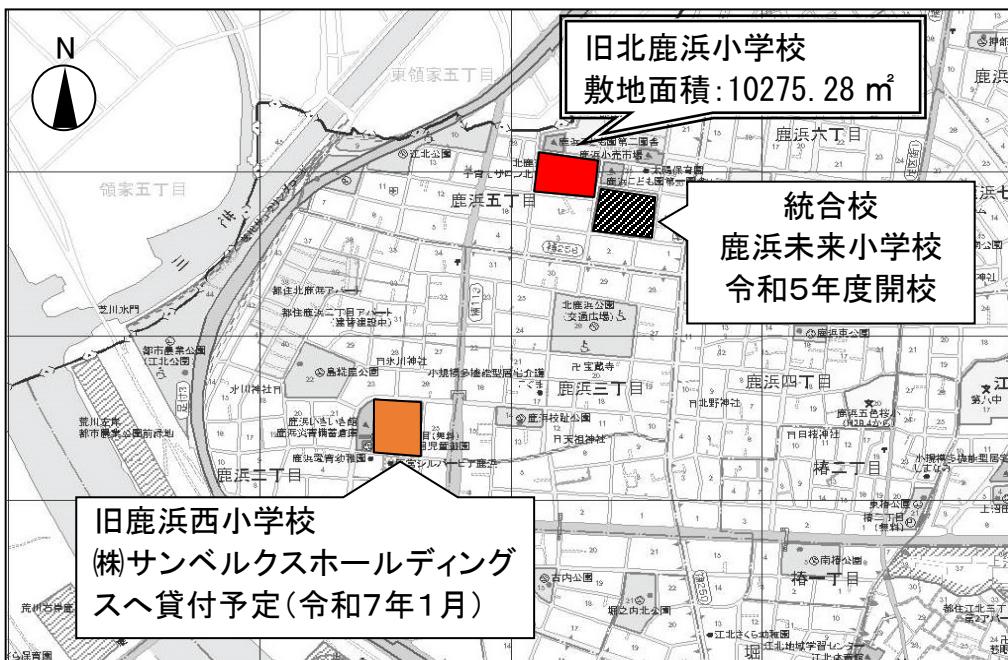
件名	北鹿浜小学校跡地活用に係る進捗状況について
所管部課名	総務部 資産活用担当課
	<p>1 北鹿浜小学校跡地の活用について</p> <p>これまで複数学校関係事業者に文教施設の可能性を調査してきたが、活用希望に至らなかった。そこで、既存校舎等（体育館及び付帯施設を含む）の活用を含め、「文教施設に限定せず、地域ニーズや区の課題解決に資する用途」について、改めて活用を検討する中で、事業者から文教施設と親和性がある研究施設の提案の可能性があることを確認した。</p> <p>【研究施設で想定される区への貢献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 先進技術を持つ企業誘致による区のイメージ向上 ② 地域産業との連携による地域経済の活性化 ③ 小中学校への学習機会の提供 ④ 既存校舎等活用による環境への貢献 (SDGs目標13「気候変動に具体的な対策を」への貢献) ⑤ 解体費の削減による財政負担の軽減 <p>については、<u>現在の活用方針である文教施設に研究施設を加え、「学びと技術を支える拠点」として幅広く、本件地を活用する事業者を公募する。</u></p>
内容	<p>(1) 公募の実施について</p> <p>北鹿浜小学校跡地について、文教施設又は研究施設の誘致を図るため、既存校舎等の活用を含めた公募型プロポーザル方式により活用事業者の選定を実施する。</p> <p>※ 既存校舎等は議会の議決が得られた場合、活用事業者に無償譲渡する。</p> <p>ア 活用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 文教施設又は研究施設 (イ) 既存校舎等を含めた活用 (ウ) 土地の貸付期間52年間 <p>イ 選定委員会（計5名）</p> <p>学識経験者及び区職員等。</p> <p>ウ スケジュール</p> <p>令和6年12月下旬 第1回選定委員会（募集要領等の決定） 募集要領等の公表、応募申込受付開始</p> <p>令和7年 2月中旬 第2回選定委員会（プレゼン事業者の決定） 2月下旬 第3回選定委員会（活用事業者の決定）</p>

3月上旬 基本協定・定期借地権契約締結
3月下旬 土地・建物引渡し

(2) 今後の方針

周辺地域の方々のご理解をいただきながら事業者募集に向けた準備を進めていく。

参考 広域図



参考 これまでの経緯

- 令和元年 6月 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合が決定
- 令和2年 12月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より要望書提出
- 令和3年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和3年 10月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より跡利用に対する要望・意見提出
- 令和3年 11月 サウンディング型市場調査を実施し、事業者に活用意向を調査
- 令和3年 12月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の跡利用説明会開催
- 令和4年 2月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の活用方針決定
- 令和4年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和4年 8月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和5年 4月 鹿浜未来小学校開校に伴い、北鹿浜小学校の使用終了
- 令和6年 6月 北鹿浜小学校跡地における事業者ヒアリング結果報告

総務委員会報告資料

令和6年12月5日

件名	足立区公共施設等総合管理計画改訂の取組み状況について																			
所管部課名	公共施設マネジメント担当部 公共施設マネジメント担当課																			
	足立区公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）改訂の取組み状況について、報告する。																			
内 容	<p>1 あだち区民まつり「A-Festa 2024」への出展結果について 令和6年10月12日から13日に開催された、あだち区民まつり「A-Festa 2024」へ出展し、区の公共施設の現状などの周知・啓発活動及びアンケートを実施した。</p> <p>(1) 出展内容 別添資料1</p> <p>ア 公共施設複合化輪投げ イ 学校施設に関するクイズ展示 ウ 足立区なぞときハンドブック配布</p> <p>(2) アンケート結果 別添資料2</p> <p>ア 協力者数 (ア) 10月12日：608人 (イ) 10月13日：516人</p> <p>イ 回答総数 1, 124件</p>																			
	<p>2 区民説明会の開催結果（速報）について 「足立区公共施設等総合管理計画【令和6年度改訂】（素案）」を広く区民に説明するため、以下のとおり区民説明会を実施した。</p> <p>(1) 開催日時・場所・参加者数</p> <table border="1"><thead><tr><th>開催日時</th><th>開催場所</th><th>参加者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>11月12日（火）19時～</td><td>千寿本町小学校（体育館）</td><td>27人</td></tr><tr><td>15日（金）19時～</td><td>足立区役所（庁舎ホール）</td><td>10人</td></tr><tr><td>16日（土）10時～</td><td>足立区役所（庁舎ホール）</td><td>24人</td></tr><tr><td>19日（火）19時～</td><td>勤労福祉会館（第1ホール）</td><td>22人</td></tr><tr><td>21日（木）19時～</td><td>鹿浜未来小学校（体育館）</td><td>11人</td></tr></tbody></table>		開催日時	開催場所	参加者数	11月12日（火）19時～	千寿本町小学校（体育館）	27人	15日（金）19時～	足立区役所（庁舎ホール）	10人	16日（土）10時～	足立区役所（庁舎ホール）	24人	19日（火）19時～	勤労福祉会館（第1ホール）	22人	21日（木）19時～	鹿浜未来小学校（体育館）	11人
開催日時	開催場所	参加者数																		
11月12日（火）19時～	千寿本町小学校（体育館）	27人																		
15日（金）19時～	足立区役所（庁舎ホール）	10人																		
16日（土）10時～	足立区役所（庁舎ホール）	24人																		
19日（火）19時～	勤労福祉会館（第1ホール）	22人																		
21日（木）19時～	鹿浜未来小学校（体育館）	11人																		

(2) 説明会資料 **別添資料3**

(3) 主な意見（概要）

ア 計画に関する意見

(ア) 子どもや高齢者に配慮した対策も含め、計画を進めてほしい。

(イ) 区民が集まることができ、元気になる取組みを進めてほしい。

イ 施設に関する意見

(ア) 駅近くに施設を集めるだけでなく、徒歩圏内にも施設が必要。

(イ) 施設を利用したくともなかなか予約が取れず、足立区は施設が足りないと思う。

ウ コストに関する意見

(ア) 将来世代へツケをまわさないでほしい。

(イ) 人口が増えている今が施設の稼働率のピークで、これから稼働率が低下すると使用料収入も減るので、維持管理費の検討が必要。

エ 区民参加に関する意見

(ア) P P P / P F I の窓口を作り、区民から提案を募ってほしい。

(イ) 施設が減っても行政サービスの質が低下しないように、民間活用などについて区民とともに検討していくことが必要。

オ 周知啓発に関する意見

(ア) もっと多くの場所で説明会を開催し、区民の意見を聞くべき。

(イ) この計画をより広く区民に知ってもらえる機会を設けるべき。

3 今後のスケジュール（予定）

年 月	内 容
令和7年1月	総務委員会において、区民説明会の実施結果、パブリックコメント実施結果（速報）を報告
2月	総務委員会において、パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方・総合管理計画改訂案を報告
3月	パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方を公表 総合管理計画改訂
4月	総務委員会において、総合管理計画の改訂を報告